

議案第三十一号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年三月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一号中「保健事業に要する費用の額」の下に「、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同条第二号中「第七十二条の四」を「七十二条の五」に、「その他」を「、法第八十条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の六・三〇」を「百分の六・四五」に改め、同条第二号中「三

万二千四百円」を「三万三千九百円」に改める。

第十五条の八中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・一七」を「百分の一・九八」に改める。

第十五条の十六中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・〇四」を「百分の〇・九八」に、「百分の五十一」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「一万五千三百円」を「一万四千七百円」に、「百分の四十九」を「百分の四十七」に改める。

第十六条の五中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第十九条の二中「五十一万円」を「五十二万円」に、「十六万円」を「十七万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第一号イ中「二万二千六百八十円」を「二万三千七百三十円」に改め、同号ハ中「一万七百十円」を「一万二千九十円」に改め、同条第二号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同号イ中「一万六千二百円」を「一万六千九百五十円」に改め、同号ハ中「七千六百五十円」を「七千三百五十円」に改め、同条第三号中「四十五万円」を「四十七万円」に改め、同号イ中「六千四百八十円」を「六千七百八十円」に改め、同号ハ中「三千六十円」を「二千九百四十円」に改める。

付則第四条を次のように改める。

第四条 削除

付 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、平成二十七年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十三号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の減額措置を拡充し、及び保険料の賦課限度額を変更するほか、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の施行による国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課総額の算定に係る特例措置を恒久化する必要があるため、本案を提出いたします。